

京都市告示第375号

令和元年12月18日京都市告示第494号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の表について、一部を次のとおり変更します。

令和5年10月18日

京都市長 門川 大作

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
公益財団法人京都伝統伎芸振興財団	京都市東山区祇園町南側570-1番地

を

」

「

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地
公益財団法人京都伝統伎芸振興財団	京都市東山区祇園町南側570-2番地

に改める。

」

(行財政局税務部税制課)